

1 制限措置

整理番号	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
1	小型機船底びき網手繰第二種（なまここぎ網）（県外船）	6	3トン未満		別記1	12月8日から翌年3月31日まで	広島県において小型機船底びき網手繰第二種漁業（なまここぎ網）の許可を有する者であって、山口県関係漁業協同組合と広島県関係漁業協同組合のとりかい漁業・なまこ漁業の入漁に係る覚書に基づいて入漁する者
2	小型機船底びき網手繰第三種（貝桁網）（県外船）	47	5トン未満		別記2	12月8日から翌年3月31日まで	広島県において小型機船底びき網手繰第三種漁業（貝桁網）の許可を有する者であって、山口県関係漁業協同組合と広島県関係漁業協同組合のとりかい漁業・なまこ漁業の入漁に係る覚書に基づいて入漁する者
3	小型機船底びき網手繰第二種・第三種（なまここぎ網・なまこ桁網）	1	3トン未満		別記3	12月1日から翌年3月31日まで	山口県宇部市大字東岐波に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者かつ手繰三種桁網の許可を有しない者

4	小型機船底びき網手繰第三種（桁網）	1	5トン未満		山口県内海	11月10日から翌年4月19日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者
---	-------------------	---	-------	--	-------	-------------------	----------------------

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

- ・ 整理番号1から3に係るもの
令和6年11月19日から令和6年11月25日まで（7日間）
- ・ 整理番号4に係るもの
令和6年11月19日から令和6年12月18日まで（一月）

3 許可の有効期間

- ・ 整理番号1及び2に係るもの
1年
- ・ 整理番号3及び4に係るもの
許可の有効期間の末日は、既存同許可の有効期間の末日と同日とする。

※小型機船底びき網漁業の「推進機関の馬力数」は、令和2年11月16日付農林水産省告示第2230号「漁業の許可及び取締り等に関する省令第71号第4号の農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度を定める件」において、瀬戸内海において許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度は48キロワット（15馬力）と定められている。

【別記 1】

次の基点 A、イ、ロ、C、ハ、D、E、F、G を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（基点 E と F を結ぶ線は小瀬川の中央線とする。）

基点の位置

- A 山口県岩国市灘町東洋紡岩国工場西側煙突
- B 愛媛県松山市津和地島竹ノ子島の頂上
- C 山口県岩国市甲島頂上
- D 山口県玖珂郡和木町小瀬川広島県と山口県との境界第 2 標石
- E 山口県玖珂郡和木町小瀬川広島県と山口県との境界第 1 標石
- F 山口県玖珂郡和木町大和橋中央
- G 山口県玖珂郡和木町大和橋右岸の付根
- イ 基点 A から広島県呉市倉橋町横島北東端を見通した線と基点 B から広島県大竹市白石燈台を見通した線との交点
- ロ 基点 B から広島県大竹市白石燈台を見通した線と基点 C から広島県呉市倉橋町鹿島宮ノ口鼻南端を見通した線との交点
- ハ 基点 C から広島県大竹市玖波 3 5 6 高地を見通した線と基点 E から基点 D を見通した線との交点

〈備考〉 漁業種類：小型機船底びき網手繰第二種（なまここぎ網）（県外船）

【別記 2】

次の基点 A、イ、ロ、B、ハ、C、D、E、F を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（基点 D と E を結んだ線は小瀬川の中央線とする。）

基点の位置

- A 山口県岩国市灘町東洋紡岩国工場西側煙突
- B 山口県岩国市甲島頂上
- C 山口県玖珂郡和木町小瀬川広島県と山口県との境界第 2 標石
- D 山口県玖珂郡和木町小瀬川広島県と山口県との境界第 1 標石
- E 山口県玖珂郡和木町大和橋中央
- F 山口県玖珂郡和木町大和橋右岸の付根
- イ 基点 A と広島県呉市倉橋町横島北東端を結んだ線と山口県岩国市保高島北端と広島県江田島市長島南端を結んだ線との交点
- ロ 基点 B と広島県呉市倉橋町鹿島宮ノ口鼻南端を結んだ線

と山口県岩国市保高島北端と広島県江田島市長島南端を結んだ線との交点

ハ 基点 B から広島県大竹市玖波 3 5 6 高地を見通した線と基点 D から基点 C を見通した線との交点

<備考> 漁業種類：小型機船底びき網手繰第三種（貝桁網）（県外船）

【別記 3】

次の A、イ、ロ、C の各点を順次結んだ線及び D、ハ、E の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 山陽小野田市大字小野田本山岬南端に設置した標識

基点 B 福岡県行橋市蓑島山頂上

基点 C 宇部市西沖干拓護岸東端から護岸沿いに西へ 1, 0 8 0 メートルの点に設置した標柱

基点 D 山陽小野田市大字小野田本山岬本山観音前に設置した標柱

基点 E 〃 西沖干拓護岸西端屈曲部から東へ 1 2 1 メートルの点に設置した標識

点イ A と B とを結んだ線上 A から 5, 0 0 0 メートルの点

点ロ C から 1 8 0 度 4, 4 0 0 メートルの点

点ハ D から 9 4 度 4 5 5 メートルの点

次の A、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、K の各点を順次結んだ線、L と M とを結んだ線及び N と O とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇部市西沖干拓護岸東端から護岸沿いに西へ 1, 0 8 0 メートルの点に設置した標柱

基点 B 〃 大字沖宇部芝中沖埋立地 - 1 0 . 0 メートル岸壁西端から西へ 1 2 0 メートルの点に設置した標識

基点 C 福岡県と大分県との境界（山国川河口中央点）

基点 D 宇部市亀浦 4 丁目に設置した標柱

基点 E 山口市深溝藤尾鼻東端

基点 F 〃 秋穂二島幸崎西端

基点 G 宇部市八王子町宇部岬漁港八号護岸南東端

基点 H 防府市向島牛ヶ頸南端

基点 I 宇部市大字東岐波月崎南端

基点 J 山口市竹島南西端

基点 K 宇部市と山口市との最大高潮時海岸線における境界点

基点 L 〃 厚東川宇部線鉄橋右岸南角

基点 M 〃 厚東川宇部線鉄橋左岸南角

基点 N 〃 真締川宇部線鉄橋右岸南角

基点 O 〃 真締川宇部線鉄橋左岸南角

点イ A から 1 8 0 度 4, 4 0 0 メートルの点

- 点ロ BとCとを結んだ線上Bから6,500メートルの点
点ハ Dから180度6,000メートルの点
点ニ EとFとを結んだ線の中央点から183度の線とGとH
とを結んだ線との交点
点ホ EとFとを結んだ線の中央点から183度の線とIとJ
とを結んだ線との交点
点へ IとJとを結んだ線上Iから1,300メートルの点

次のE、イ、ロ、ハ、Eの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

- 基点A 宇部市大字東岐波月崎南端
基点B 山口市竹島南西端
基点C 〃 深溝藤尾鼻東端
基点D 〃 秋穂二島幸崎西端
基点E 宇部市と山口市との最大高潮時海岸線における境界点
点イ AとBとを結んだ線上Aから1,300メートルの点
点ロ CとDとを結んだ線の中央点から183度の線とAとB
とを結んだ線との交点
点ハ CとDとを結んだ線の中央点から183度の線とEから
109度30分の線との交点